

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付け及び同年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、キャリアカー運転手として自動車の運送業務に従事していた。

請求人によると、平成○年○月頃から平成○年○月までの期間において、長時間労働に従事したため、精神的に不安定になったという。請求人は、平成○年○月○日、C病院に受診し「抑うつ状態」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、これを支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

(2) 請求人は、会社は陸車手当には割増賃金である時間外労働手当及び深夜労働手当（以下「時間外労働手当等」という。）が含まれるとしているが、これは誤りであるから、給付基礎日額の算定に当たっては、陸車手当は割増賃金算定の基礎となる賃金に算入すべき賃金として扱うべきであり、さらに、労働者災害補償保険の請求手続で認定された請求人の時間外労働時間に応じた割増賃金が支払われておらず、その結果、給付基礎日額を算定すべき賃金の総額が不足している旨主張している。

(3) 請求人の賃金についてみると、以下のとおりである。

ア 平成〇年〇月〇日から施行された賃金規定（以下「新賃金規定」という。）

第2条によると、賃金は、基準内賃金、基準外賃金及び諸手当に区分され、超過勤務手当を含む基準外賃金の1つとして、配達手当及び陸車手当が設けられている。また、同規定第13条には、配達手当は、「配達一台に付き支

給する。」と規定され、同規定第14条には、「陸車手当は、陸車業務遂行に係る交通渋滞等、通常予想しうる残業に対し割増賃金の概算払いとして支給する。」と規定されている。

また、請求人の元同僚であるDは、「E社長から、『深夜労働や時間外労働に対する割増賃金は陸車手当や配達手当に含まれる。』と説明されていた。」旨述べているほか、E社長自身も陸車手当について同旨を述べている。

なお、新賃金規定が施行される前の賃金規程（以下「旧賃金規程」という。）によれば、賃金は、基準内賃金と基準外賃金に区分され、基準内賃金に含まれる諸手当の1つとして、陸車手当及び配達手当が設けられており、超過勤務手当を含む基準外賃金とは明確に区別されていた。また、同規程第10条には、陸車手当は配達先に応じて1回当たり〇円から〇円と定められ、同規程第14条には、配達手当は配達1回につき〇円支給すると定められていた。

イ 請求人は、「平成〇年〇月か〇月頃に突如賃金体系が変更になり、今まで〇円だった基本給が〇円になり、その差額の〇円を陸車手当から減額したようである。例えば、変更前は『基本給〇円＋陸車手当〇円』だったものが、変更後は『基本給〇円＋陸車手当〇円』となったが、仕事内容は全く変わらない。これをみると、基本給が最低賃金を大幅に下回るものとなっている賃金体系の不備を是正するために変更したものであり、陸車手当には基本給を補完する機能しかなく、当該手当は時間外労働まで考慮したものとは到底いえない。」旨述べている。

（４）請求人の時間外労働手当等についてみると、以下のとおりである。

ア 監督署長は、新賃金規定の定めやE社長の申述などを踏まえ、陸車手当及び配達手当は請求人に支払われるべき時間外労働手当等の概算払いとして支払われたものであると判断し、時間外労働手当等の額を算定したものと思料される。

イ ところで、時間外労働手当等の定額支給制度が適法なものとして認められるためには、支払額が法定の計算による額を下回らないことが必要不可欠であり、これを担保するために、基本給や手当に含まれる時間外労働手当等の額を明確にした上で、それが何時間分の時間外労働手当等に当たるのかを就業規則等に明示し、さらに、実際の時間外労働時間や深夜労働時間（以下「時間外労働時間等」という。）が基本給や手当に含まれる時間を超える場合に

は、その差額を支払うことを就業規則等に明らかにすることが必要であると考える。

ウ この点、陸車手当は、新賃金規定を含む就業規則上、時間外労働手当等の概算払いであるとされているものの、その額や時間数は明記されておらず、一件記録をみても、その算定基準や計算方法といった算定根拠が明らかではないだけでなく、当該手当に含まれるとされる時間外労働手当等に相当する額も不明であり、かつ、何時間分の時間外労働手当等が含まれるのかも明らかではない。さらに、請求人の出勤簿や給与支払明細書をみても、時間外労働時間等は全く把握されておらず、陸車手当による時間外労働手当等の概算払い分について、精算が行われた実績がみられない。また、請求人は、運送先と陸車手当の金額について、「F：〇円」、「G：〇円」、「H：〇円」、「I：〇円」と述べていることや旧賃金規程が配送先ごとに配送1回当たりの金額を定めていたほか、同人が主張する陸車手当の額が変更された事情をも併せ鑑みると、同手当は、その実態としては、時間外労働時間等に応じて支払われる手当ではなく、運送業務を行った方面ごとに一定額が支払われる出張手当ともいうべき性格と基本給を補完する性格とを併せ持つ手当とみることが妥当である。

次に、配達手当については、Dが、E社長から陸車手当と同様の取扱いをしている旨の説明があったと申述しているものの、E社長は、時間外労働手当等の概算払いとしての取扱いであるとは認めておらず、また、そもそも新賃金規定第13条の規定や旧賃金規程第14条の規定からみると、配送した自動車の台数又は配達回数に応じて支払われるものとみるのが相当であることから、時間外労働時間等に応じて支払われる手当とは認められないものと判断する。

(5) 以上からすると、監督署長は、配達手当については明確な根拠を示すことなく、さらに、陸車手当についても時間外労働手当等の概算払いである旨の規定が新賃金規定にあることやE社長による説明のみを根拠として、ただ漫然と時間外労働手当等の一部に充当されているものと判断したと認められるところであり、これらの手当の実態について十分な調査を尽くしているとは判断し難い。

当審査会としては、給付基礎日額の算定に当たって用いるべき労働時間数は、監督署長が業務起因性の有無を判断する際に認定した労働時間数とすることを

原則とすべきであり、必要があれば更なる調査をするのが相当である考えることから、監督署長は、労災認定時の時間外労働時間数等を基に、時間外労働手当等が計算されているか否かを精査し、改めて給付基礎日額を算定すべきである。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした給付基礎日額を〇円と算定した額による休業補償給付の支給に関する処分は失当であって、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。